

# 信濃川水系(上流部)ダム洪水調節機能 協議会について (情報共有)

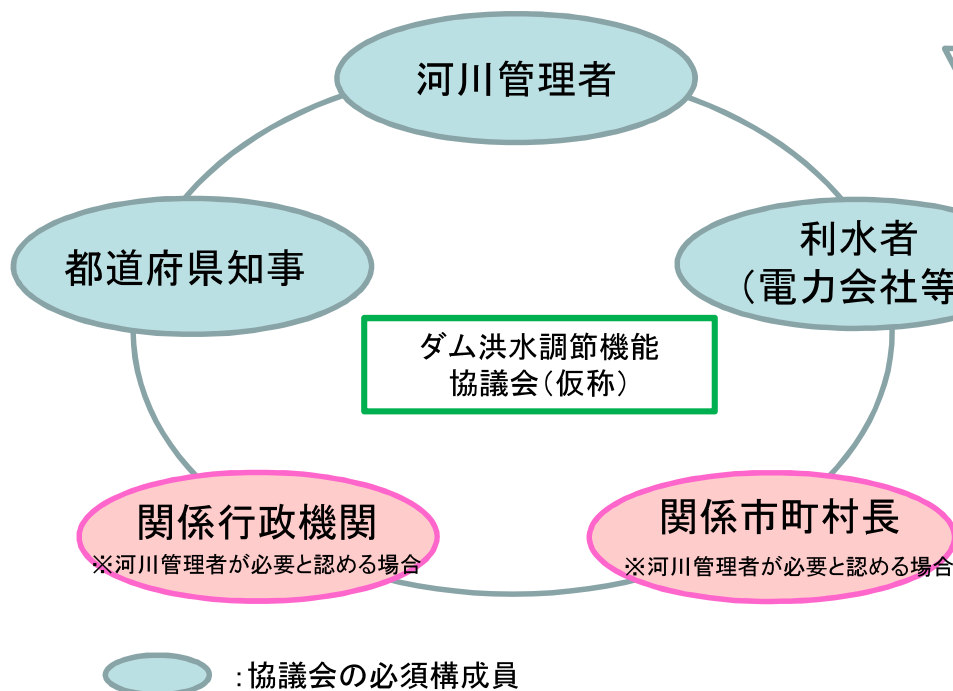
# 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダムで実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。

## 【改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「**ダム洪水調節機能協議会**」（仮称）制度を創設

## 【ダム洪水調節機能協議会（仮称）のイメージ】



## （協議会設置）

- 一級河川：設置必須
- 二級河川：設置任意

## （構成員）

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

## （協議事項の例）

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダムの洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成

**構成員は協議に応じなければならない**  
**構成員は協議結果を尊重**

「ダム洪水調節機能協議会」の法律・通知対照表

<p>河川法（抜粋） 〔令和3年7月15日施行〕</p>	<p>水管理・国土保全局長通知（抜粋） 〔令和3年7月15日付け、整備局長宛て〕</p>	<p>流水管理室長通知 〔令和3年7月29日付け、河川部長宛て〕</p>
<p>（ダム洪水調節機能協議会） 第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、<u>ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。</u></p> <p>【参考】 河川法施行令（抜粋） （都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理） 第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>六 法第五十一条の二第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織すること。</p>	<p>2. ダム洪水調節機能協議会制度の創設 （1）改正の趣旨 昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川管理者が管理する治水を目的とするダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められていることを踏まえ、洪水の発生のおそれがある緊急時において、利水ダム等を事前放流に最大限活用することを主な内容とした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が令和元年12月に既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で取りまとめられた。基本方針及び国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和2年度より、利水ダム等における事前放流について、任意の協議会の設置や治水協定の締結等、関係利水者の協力を得て取組が推進されてきたところである。今後、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされた。</p> <p>（2）協議会の組織について 河川法改正により、同法第51条の2において、<u>河川管理者は、一級河川に設置された同法第44条第1項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（以下「利水ダム等」という。）について「ダム洪水調節機能協議会」を組織することとされた。</u> また、河川法施行令改正により、同令第2条第1項第6号において、<u>一級河川の指定区間における協議会の設置は都道府県知事が行うこととされる管理の対象外とされ、国土交通大臣がこれを行うこととなる。これを受け、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣が組織する「ダム洪水調節機能協議会」については、それぞれの一級河川ごとに組織することを基本とする。</u> なお、<u>同一の河川管理者が管理する複数の河川について、協議会をまとめて設置することが効果的な場合には、複数の河川を対象として一の協議会を設置しても差し支えない。</u></p>	<p>河川法第51条の2に基づく「ダム洪水調節機能協議会」の設置について</p> <p>「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年7月15日国水政第20号）が水管理・国土保全局長から通知されたところですが、<u>標記について、下記に留意して設置されますよう、よろしくお祈いします。</u></p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>ダム洪水調節機能協議会（以下、「協議会」という。）の設置にあたっては、河川法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、目的、協議会の対象ダム、協議会の構成、協議会の実施事項、協議会資料等の公表について記載すること。規約の記載例については別紙－1を参考とされたい。</u></li> <li>○ <u>協議会は、これまでに治水協定の締結にあたって水系毎に設置した協議の場と同様の設置単位とすることを妨げず、協議の場を承継するものとする。</u></li> <li>○ <u>これまでに治水協定を締結（水系内のダムが治水等多目的ダム1ダムのみであり事前放流の実施要領を策定した場合を含む）している河川においては、締結した治水協定は協議会設置後も引き続き有効であり、治水協定を見直す場合には協議会において必要な協議をする。</u></li> <li>○ <u>協議会は、令和3年9月中に設置することを目標とする。</u></li> </ul>

（注）「都道府県ダム洪水調節機能協議会」に関する記載は省略

「ダム洪水調節機能協議会」の法律・通知対照表

<p>河川法（抜粋） 〔令和3年7月15日施行〕</p>	<p>水管理・国土保全局長通知（抜粋） 〔令和3年7月15日付け、整備局長宛て〕</p>	<p>流水管理室長通知 〔令和3年7月29日付け、河川部長宛て〕</p>
<p>2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 河川管理者</p> <p>二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者</p> <p>三 関係都道府県知事</p> <p>四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者</p>	<p>(3) 協議会の構成員について</p> <p>①ダム洪水調節機能協議会 一級河川に設置された利水ダム等を対象とする「ダム洪水調節機能協議会」の構成員は、河川法改正により、同法第51条の2第2項第1号から第3号において、河川管理者（国土交通大臣）、一級河川に設置された利水ダム等に係る水利使用に関し河川法第23条（流水占用）の許可を受けた者又は河川法第26条第1項（ダムの新築等）の許可を受けた者（以下「利水ダム管理者」という。）（以下総称して「関係利水者」という。）及び関係都道府県知事とされている（必須構成員）。このうち「関係都道府県知事」については、指定区間内の一級河川の管理を行う者としての都道府県知事等を想定している。 必須構成員は、同条第3項及び第4項において、河川管理者からの協議実施に係る通知に対し、協議に応じなければならないこととされている。 また、必須構成員に加え、同条第2項第4号において、関係行政機関や関係市町村長等、河川管理者である国土交通大臣が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。</p> <p>②都道府県ダム洪水調節機能協議会 （省略）</p> <p>③留意事項 ①のとおり、「ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）については、河川管理者が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる。この「河川管理者が必要と認める者」については、河川管理者である国土交通大臣が地域の实情に鑑みて決定することとなるが、既に治水協定が締結されている河川においては、治水協定の締結にあたって設置した協議の場に参加している者を、引き続き構成員とすることが望ましい。 また、具体の構成員については、協議会の運用上、法令に位置付けられている構成員から委任を受けた者とすることも可能である。</p>	<p style="text-align: right;">別紙-1</p> <p>〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） （注）記載例であり、適宜内容を追加するなどの対応を図りたい。</p> <p>（設置） 第〇条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（目的） 第〇条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。</p> <p>（協議会の対象ダム） 第〇条 協議会は、〇〇川水系における、△△ダム、□□ダムを対象とする。</p> <p>（協議会の構成） 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、必要に応じて別表〇の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>（協議会の実施事項） 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。</p>

（注）「都道府県ダム洪水調節機能協議会」に関する記載は省略

「ダム洪水調節機能協議会」の法律・通知対照表

<p>河川法（抜粋） 〔令和3年7月15日施行〕</p>	<p>水管理・国土保全局長通知（抜粋） 〔令和3年7月15日付け、整備局長宛て〕</p>	<p>流水管理室長通知 〔令和3年7月29日付け、河川部長宛て〕</p>
<p>3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。</p>	<p>（4）協議事項について 協議会においては、基本方針に定められた取組を着実に進め、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るための協議等を行うことを想定している。 具体的には、①事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直し、②河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備、③事前放流の実施に必要なダム等の操作の操作規程等への反映、④利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組、⑤更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議等が想定されるところである。</p>	<p>三 事前放流の実施に必要なダム等の操作の操作規程等への反映に必要な協議。 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。</p>
<p>4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。</p>	<p>また、既に治水協定が締結されている河川においては、締結した治水協定の内容を踏まえて協議を進めていくことが望ましい。 なお、前述の協議事項以外にも、各構成員の取組の紹介・共有、当該年度の出水対応に向けた連絡体制の確立及び出水対応の振り返り、対応改善に向けた意見交換の実施等により、各協議会において、事前放流による洪水調節機能の向上を図ることが望ましい。</p>	<p>（協議会資料等の公表） 第〇条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>
<p>5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（5）関係行政機関への協力要請及び協議結果の尊重について 河川法改正により、同法第51条の2第5項において、協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明等の必要な協力を求めることができることとされている。</p>	<p>（雑則） 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>
<p>6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>また、同法第51条の2第6項において、協議会において協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。ここでいう「協議が調う」とは、協議会の構成員が取組の実施に合意することを、「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項について、取組を実施する責務を負うことと解釈される。</p>	<p>（附則） 第〇条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</p>
<p>7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。</p>		<p>別表〇 国土交通省 ○〇地方整備局 ○〇河川事務所長 国土交通省 ○〇地方整備局 ○〇ダム統合管理事務所長 ○〇県知事 ○〇市長 ○〇町長 ○〇電力株式会社 代表取締役社長 ○〇土地改良区 理事長</p>

（注）「都道府県ダム洪水調節機能協議会」に関する記載は省略

河川法	水防法	特定都市河川浸水被害対策法
<p>(ダム洪水調節機能協議会) 第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第(新設)四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム(次項及び次条において「利水ダム等」という。)の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。</p> <p>2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 河川管理者 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者 三 関係都道府県知事 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者</p> <p>3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。</p> <p>5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。</p>	<p>(大規模氾濫減災協議会) 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。</p> <p>2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 国土交通大臣 二 当該河川の存する都道府県の知事 三 当該河川の存する市町村の長 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 五 当該河川の河川管理者 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者</p> <p>3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。</p>	<p>(流域水害対策協議会) 第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。</p> <p>2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 河川管理者等 二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者 三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者</p> <p>3 流域水害対策協議会において協議が調った事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。</p>

<p>(都道府県ダム洪水調節機能協議会)  第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。</p> <p>2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一 河川管理者  二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者  三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者</p> <p>3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(都道府県大規模氾濫減災協議会)  第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一 当該都道府県知事  二 当該河川の存する市町村の長  三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者  四 当該河川の河川管理者  五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長  六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者</p> <p>3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(都道府県流域水害対策協議会)  第七条 第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。</p> <p>2 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一 河川管理者等  二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者  三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者</p> <p>3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p>
---	---	---

## 信濃川水系(上流部)ダム洪水調節機能協議会 規約

### (設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節協議会として、「信濃川水系(上流部)ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、信濃川水系(上流部)における、別表1のダムを対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じて別表2の職にある者以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることが出来る。

3 協議会の組織の変更は、必要に応じその都度、協議会に諮って定めるものとする。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

### (意見聴取)

第6条 協議会の協議内容について、必要に応じて流域市町村が参加する「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」に意見聴取を行う。

### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものと



する。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所に事務局を置く。

2 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。

3 事務局は、第4条第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 この規約は、令和3年10月8日から施行する。

別表1

ダム名	管理者
大町ダム	国土交通省北陸地方整備局
湯川ダム	長野県
裾花ダム	長野県
奥裾花ダム	長野県
奈良井ダム	長野県
古谷ダム	長野県
内村ダム	長野県
豊丘ダム	長野県
小仁熊ダム	長野県
余地ダム	長野県
金原ダム	長野県
北山ダム	長野県
水上ダム	長野県
浅川ダム	長野県
高瀬ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
奈川渡ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
菅平ダム	長野県企業局
稲核ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
七倉ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
水殿ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
水内ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
平ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
小田切ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
生坂ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
笹平ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
セバ谷ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
湯の瀬ダム	長野県企業局
南相木ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)
戸隠水源	長野市
香坂ダム	佐久市

## 別表2

## ＜構成員＞

機関名・役職	備考
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長	河川管理者、流域治水協議会構成員
国土交通省北陸地方整備局大町ダム管理所長	河川管理者、流域治水協議会構成員
長野県 建設部河川課長	関係都道府県知事、流域治水協議会構成員
長野県 農政部長	関係利水者
長野県 環境部長	関係利水者
長野県 企業局 電気事業課長	関係利水者(利水ダム管理者)
長野県 企業局 水道事業課長	関係利水者
長野市 上下水道局長	関係利水者
松本市長	関係利水者、流域治水協議会構成員
上田市長	関係利水者、流域治水協議会構成員
須坂市長	関係利水者、流域治水協議会構成員
佐久市 耕地林務課長	関係利水者、流域治水協議会構成員
東御市 都市整備部上下水道課長	関係利水者
佐久穂町長	関係利水者、流域治水協議会構成員
麻績村長	関係利水者、流域治水協議会構成員
筑北村 産業課長	関係利水者
高瀬広域水道企業団企業長	関係利水者
長野県神川沿岸土地改良区 事務局長	関係利水者
東京電力リニューアブルパワー(株)松本事業所長	関係利水者
東京電力リニューアブルパワー(株)高瀬川事業所長	関係利水者
東京電力リニューアブルパワー(株)犀川事業所長	関係利水者、流域治水協議会オブザーバー
東京電力リニューアブルパワー(株)渋川事業所長	関係利水者
長野地方気象台長	関係行政機関、流域治水協議会構成員

## ＜オブザーバー＞

機関名・役職	備考
農林水産省関東農政局農村振興部	関係行政機関
長野市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
松本市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
上田市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
須坂市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
佐久市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
東御市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
佐久穂町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
筑北村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
千曲市長	関係市町村、流域治水協議会構成員

中野市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
大町市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
飯山市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
安曇野市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
塩尻市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
小諸市長	関係市町村、流域治水協議会構成員
池田町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
坂城町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
小布施町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
山ノ内町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
御代田町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
小海町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
軽井沢町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
信濃町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
飯綱町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
長和町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
立科町長	関係市町村、流域治水協議会構成員
生坂村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
松川村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
木島平村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
野沢温泉村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
栄村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
青木村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
高山村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
小川村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
山形村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
朝日村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
北相木村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
南相木村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
南牧村長	関係市町村、流域治水協議会構成員
川上村長	関係市町村、流域治水協議会構成員

流域治水協議会：信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会